

低所得者支援給付金について

～非課税世帯 均等割のみ課税世帯 子ども加算～

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対し、1世帯あたり住民税非課税世帯は「7万円」、住民税均等割のみの課税世帯は「10万円」、住民税非課税または均等割のみ課税世帯の子育て世帯に対しては、18歳以下の子ども1人あたり「5万円」を支給します。

※非課税世帯には、先に3万円を支給しています。

◆住民税非課税世帯

○支給対象者

- 基準日（令和5年12月1日）時点で長万部町に住民登録があること
- 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であること

注意：世帯全員が「住民税が課税されている人」の扶養親族等である世帯は、対象外です。
（親が課税されている子どもに扶養されている非課税世帯等）

○支給手続

- 令和5年度住民税非課税世帯のうち、すでに令和5年度の3万円の支援給付金を長万部町から金融機関の口座で受給した世帯（令和5年1月2日以降に長万部町へ転入された世帯を除く）は、申請手続きなしで7万円の支給金が同口座へ入金されています。
- 令和5年1月2日以降に転入され、給付対象者と思われる方は、令和6年2月中旬に支給要件確認書を発送しています。



◆住民税均等割のみの課税世帯

○支給対象者

- 基準日（令和5年12月1日）時点で長万部町に住民登録があること
- 世帯全員の令和5年度住民税均等割のみ課税であること

注意：世帯全員が「住民税が課税されている人」の扶養親族等である世帯は、対象外です。
（親が課税されている子どもに扶養されている非課税世帯等）

○支給手続

- 支給対象者と思われる方には、令和6年2月下旬に支給要件確認書を発送しています。

◆低所得の子育て世帯への加算給付

○支給対象者

- 基準日において長万部町に住民登録があり、住民税非課税世帯または均等割のみの課税世帯（令和5年度分）で、18歳以下の子ども（平成17年4月2日以降生まれ）がいる世帯

○支給手続

- 手続は不要です。
（令和5年度中に支給実績がある世帯に加算して支給するため、町で支給手続を行います）

◆支給要件確認書の提出期限（住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯）

令和6年**3月29日（金）**まで 注意：必着です。消印有効ではありません。

【お問い合わせ先】 町民課戸籍医療年金係（☎01377-2-2453）



入居者募集

（有料広告）

● ● ● ● ● 御相談に応じます ● ● ● ● ●

㊦ 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯090-4872-6235

ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 28,000円から45,000円まで